

静岡県告示第26号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年1月12日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

気賀山後A 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
浜松市	北区	細江町気賀	山後	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号と7号を結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた区域
			山後	1615 1号
			山後	1615 2号
			松崎	1736 3号
			松崎	1736 4号
			松崎	1777-1 5号
			山後	1615 6号
			山後	1615 7号